

各 位

2020年5月15日

会 社 名 : 八 洲 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 太 田 明 夫
(コード : 3 1 5 3 東 証 1 部)

問 合 せ 先 : 上 席 執 行 役 員 経 営 統 括 本 部 長 織 田 富 造
(TEL : 0 3 - 3 5 0 7 - 3 3 4 9)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月開催予定の第76期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 株主総会の運営について、今後の経営環境の変化に備え、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、現行定款第12条に定める招集権者及び議長に関する条文について所要の変更を行うものであります。
- (2) コーポレート・ガバナンス強化の観点から、経営の意思決定及び監督機能を業務執行機能と明確に分離するため、役付取締役を廃止し、現行定款第21条に所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、字句の修正について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2020年6月24日
定款変更の効力発生日	2020年6月24日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
八 洲 電 機 株 式 会 社 定 款	八 洲 電 機 株 式 会 社 定 款
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
<p>第 2 条 (目的)</p> <p>当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気機械器具部分品の製造、修理、販売<u>および</u>輸出入 2. 建設工事一式の設計、請負<u>および</u>建築物の設計、施工、監理 3. 通信、コンピューター、オフィスオートメーション、工場オートメーション機器<u>ならびに</u>関連装置、部品の製造、修理、販売<u>および</u>輸出入 4. 半導体、電子部品<u>ならびに</u>その製造機器、検査機器の製造、修理、販売<u>および</u>輸出入 5. 光学<u>ならびに</u>医療機械器具の製造、修理、販売<u>および</u>輸出入 6. 住宅設備機器の据付、販売<u>および</u>輸出入 7. 家具、什器、建具の据付、販売<u>および</u>輸出入 8. ソフトウェアの作成、販売<u>および</u>輸出入 9. 前各号に関連する総合自動制御装置の設計、施工、監理の請負 10. 生命保険契約締結の媒介<u>および</u>損害保険の代理業務 11. 不動産の賃貸<u>および</u>管理 12. 日用雑貨の販売<u>および</u>輸出入 13. 労働者派遣事業 14. 前各号に関連する一切の事業 	<p>第 2 条 (目的)</p> <p>当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気機械器具部分品の製造、修理、販売<u>及び</u>輸出入 2. 建設工事一式の設計、請負<u>及び</u>建築物の設計、施工、監理 3. .通信、コンピューター、オフィスオートメーション、工場オートメーション機器<u>並びに</u>関連装置、部品の製造、修理、販売<u>及び</u>輸出入 4. 半導体、電子部品<u>並びに</u>その製造機器、検査機器の製造、修理、販売<u>及び</u>輸出入 5. 光学<u>並びに</u>医療機械器具の製造、修理、販売<u>及び</u>輸出入 6. 住宅設備機器の据付、販売<u>及び</u>輸出入 7. 家具、什器、建具の据付、販売<u>及び</u>輸出入 8. ソフトウェアの作成、販売<u>及び</u>輸出入 9. 前各号に関連する総合自動制御装置の設計、施工、監理の請負 10. 生命保険契約締結の媒介<u>及び</u>損害保険の代理業務 11. 不動産の賃貸<u>及び</u>管理 12. 日用雑貨の販売<u>及び</u>輸出入 13. 労働者派遣事業 14. 前各号に関連する一切の事業
第 3 条～第 6 条 (条文省略)	第 3 条～第 6 条 (現行どおり)
<p>第 7 条 (単元未満株主の権利制限)</p> <p>当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式<u>または</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利 	<p>第 7 条 (単元未満株主の権利制限)</p> <p>当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式<u>又は</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 8 条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>第 8 条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>第 9 条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび、株主の権利行使に際しての手續等については法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第 9 条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び、株主の権利行使に際しての手續等については法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 10 条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>	<p>第 10 条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条 (招集)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条 (招集)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</p>
<p>第 12 条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>	<p>第 12 条 (招集権者)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>第13条 (議長)</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 あらかじめ取締役会において定めた者が議長となる。</p>
<p><u>第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><u>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p><u>第14条 (決議の方法)</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p><u>第15条 (決議の方法)</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p><u>第15条 (議決権の代理行使)</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p><u>第16条 (議決権の代理行使)</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 <u>第16条～第20条 (条文省略)</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 <u>第17条～第21条 (条数繰下げ、条文は現行どおり)</u></p>
<p><u>第21条 (代表取締役および役付取締役)</u> 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から、取締役社長1名を選定する。また必要に応じ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p><u>第22条 (代表取締役)</u> 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 (削除)</p>
<p><u>第22条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第23条 (条数繰下げ、条文は現行どおり)</u></p>

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が、書面<u>または</u>電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第24条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が、書面<u>又は</u>電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第24条 (重要な業務執行の委任)</p> <p>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部<u>または</u>一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。</p>	<p>第25条 (重要な業務執行の委任)</p> <p>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部<u>又は</u>一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。</p>
<p>第25条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令<u>または</u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第26条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令<u>又は</u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第26条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第27条～第31条 (条数繰下げ、条文は現行どおり)</p>
<p>第31条 (監査等委員会規程)</p> <p>監査等委員会に関する事項は、法令<u>または</u>定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>	<p>第32条 (監査等委員会規程)</p> <p>監査等委員会に関する事項は、法令<u>又は</u>定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第32条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第33条～第40条 (条数繰下げ、条文は現行どおり)</p>
<p>附則 第1条 (条文省略)</p>	<p>附則 第1条 (現行どおり)</p>